

### 第3章 公認会計士試験の実施

#### 1. 概説

##### (1) 試験の執行

公認会計士試験は、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）。

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、合格の決定の取消し、受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務を各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

（注）試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれており、試験委員は試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

##### (2) 試験制度の見直し（平成15年法改正）

公認会計士試験制度については、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験し易くすることを主な目的として、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付け変更などを内容とする大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

（注）旧試験制度の下での会計士補制度は廃止されたが、新試験制度における短答式試験に合格したものとみなすなど、一定の経過措置が設けられている。

##### (3) 実施面の改善

審査会は、平成18年からの新試験制度移行後も、審査会の下に設置した公認会計士試験実施検討グループにおいて、実施面の改善の検討を行い、その検討結果を「公認会計士試験実施の改善について」として取りまとめ、公表した（平成19年10月）。

審査会では、その内容を踏まえ、平成20年試験より公認会計士試験実施の改善を順次図っている。

（参考）主な改善策

##### ○ 短答式試験

- ・ 基本的な問題を幅広く出題し、問題文・選択肢は簡素化した。

- ・ 従来の2週間の週末にわたる2日間の実施日程を短縮し、週末1日とした。

○ 論文式試験

- ・ 出題範囲を短答式試験より絞り込んだ上で、思考力、判断力、応用能力、論述力等を問う問題とした。
- ・ 従来の企業法、民法の2科目のほかに、新たに会計学、監査論、租税法の3科目についても、法令基準等を受験時に配付した上で試験を実施した。
- ・ 従来の平日3日間の実施日程を、連続する平日1日、週末2日の試験とした。

2. 現行試験制度

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない（P124 資料3-1 参照）。

（注）試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県において実施。

① 短答式試験

- ・ 試験科目

必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

- ・ 合格基準

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

（参考）過去の合格点

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年 (第I回・第II回)	平成23年 (第I回)
69%	65%	65%	70%	71%	73%

（注）各年とも1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

- ・ 試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、当該試験の合格発表日から起算して2年を経過する日まで、申請により短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において3年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等や会計専門職大学院修了者などについても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

(参考) 平成18年以降の免除件数(延べ件数。平成23年3月31日現在)

全部免除	司法試験合格者	340件
	商学、法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	98件
一部科目 免除	税理士資格取得者等	1,538件
	会計専門職大学院修了者	1,852件
	会計又は監査に関する実務経験者	68件

## ② 論文式試験

### ・ 試験科目

必須4科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目

### ・ 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員により採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

(参考) 過去の合格点

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
52%	51%	51%	52%	52%

(注) 各年とも1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

### ・ 試験科目の一部免除

論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は(注)、免除資格取得後2年間、申請により論文式試験の当該科目の免除を受けることができる。

また、大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者などについても、申請により試験科目の一部

の免除を受けることができる。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

(参考) 平成 18 年以降の免除件数 (延べ件数。平成 23 年 3 月 31 日現在)

税理士資格取得者	539 件
司法試験合格者	340 件
不動産鑑定士試験合格者	139 件
商学、法律学、経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	107 件

### 3. 公認会計士試験の実施状況

#### (1) 平成 22 年公認会計士試験

平成 22 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 22 年公認会計士試験実施スケジュール》

区分	試験委員 発令	願書受付 開始	願書受付 締切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短答式	20 年 12 月 10 日	21 年 9 月 4 日	21 年 9 月 18 日	21 年 12 月 13 日	22 年 1 月 18 日
第 II 回 短答式		22 年 2 月 12 日	22 年 2 月 26 日	22 年 5 月 23 日	22 年 6 月 18 日
論文式	21 年 12 月 9 日	—		22 年 8 月 20 日 ～22 日	22 年 11 月 15 日

《平成 22 年公認会計士試験結果の概要》

区 分	平成 22 年 試験	短答式試験	短答式試験み	(参考) 平成 21 年 試験	短答式試験	短答式試験み
		の受験者等 (免除者を含む)	なし合格者(旧 第 2 次試験合 格者等)		の受験者等 (免除者を含む。)	なし合格者(旧 第 2 次試験合 格者等)
願書提出者数 (a)	25,648 人	25,147 人	501 人	21,255 人	20,443 人	812 人
短答式試験 受験者数	22,579 人	22,579 人	—	17,371 人	17,371 人	—
短答式試験 合格者数	2,396 人	2,396 人	—	2,289 人	2,289 人	—
論文式試験 受験者数	5,512 人	5,011 人	501 人	6,173 人	5,361 人	812 人
最終合格者数 (b)	2,041 人	1,923 人	118 人	2,229 人	1,916 人	313 人
合格率 (b/a)	8.0%	7.6%	23.6%	10.5%	9.4%	38.5%

(注1)平成 22 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 17,583 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 20,777 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの。

(注2)「短答式試験の受験者等(免除者を含む。)」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む。

① 願書提出者

平成 22 年公認会計士試験の受験願書提出者は、25,648 人となっている。このうち、旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(501 人)を除く受験願書提出者は 25,147 人であり、前年の 20,443 人に比べ 4,704 人(23.0%)増加した。

② 短答式試験

- ・ 短答式試験受験者 22,579 人
- ・ 短答式試験合格者 2,396 人

第 I 回短答式試験は、受験者数 17,583 人、合格者は 1,576 人となっており、第 II 回短答式試験は、受験者数 17,660 人、合格者は 820 人となった。第 I 回、第 II 回のいずれにも受験した受験者を名寄せして集計した

短答式の受験者数は、22,579人であり、合格者数は2,396人となった。

(参考) 当該試験の合格者は、総点数の71%以上を取得した者。ただし、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

### ③ 論文式試験

- ・ 論文式試験受験者 5,512人  
うち短答式試験受験者(免除者を含む。)5,011人
- ・ 最終合格者 2,041人(合格率8.0%(2,041人/25,648人))  
うち短答式試験受験者(免除者を含む。)1,923人(合格率7.6%(1,923人/25,147人))

論文式試験は、平成22年の短答式試験合格者(2,396人)に、平成20年又は平成21年の短答式試験合格者で平成22年の短答式試験が免除された者(2,481人)、大学教授・司法試験合格者等の免除者(134人)及び旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(501人)を加えた5,512人が受験し、最終合格者は2,041人となった(論文式試験合格率37.0%)。このうち旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は1,923人となった(P125資料3-2参照)。

(参考1) 当該試験の合格者は、52.0%以上の得点比率を取得した者。ただし、1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

(参考2) 論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は55.4%。

(参考3) 合格者の年齢別では、30歳未満が全体の79.6%を占め、平均年齢は26.3歳であった。なお、最高年齢は61歳、最低年齢は16歳であった。

(参考4) 合格者の職業別では、「会計士補」が111人(構成比5.4%)、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が1,450人(構成比71.0%)、「会社員」が77人(構成比3.8%)、「無職」が311人(構成比15.2%)となっている。なお、女性は362人(構成比17.7%)となっている。

## (2) 平成23年公認会計士試験

平成23年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおり。

《平成 23 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）》

区分	試験委員 発令	願書受付 開始	願書受付 締切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短答式	21 年 12 月 9 日	22 年 9 月 3 日	22 年 9 月 17 日	22 年 12 月 12 日	23 年 1 月 17 日
第 II 回 短答式		23 年 2 月 14 日	23 年 2 月 28 日	23 年 5 月 29 日	23 年 6 月 24 日
論文式	22 年 12 月 8 日	—		23 年 8 月 19 日 ～21 日	23 年 11 月 14 日

《第 I 回短答式試験の試験結果の概要》

- ・ 短答式試験受験者 17,244 人
- ・ 短答式試験合格者 1,708 人

平成 23 年第 I 回短答式試験は平成 22 年 12 月 12 日に実施し、願書提出者（受験者）は 17,244 人であった。

この第 I 回短答式試験の願書提出は、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については第 II 回に願書を提出することとしている。

（参考）当該試験の合格者は、総点数の 73% 以上を取得した者。ただし、1 科目につき満点の 40% 未満のもののある者は不合格。

4. 受験者等への情報発信

① 広報活動

多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験に関する広報活動にも努めている。

具体的には、全国の大学等で、会長及び常勤委員により、公認会計士に期待される役割及び会計監査の重要性等をテーマとした講演を行っており、平成 22 年度においては全国 6 大学等で実施した（P131 資料 3-3 参照）。

② 公認会計士試験 Q & A の更新

受験者の利便性向上等のために作成している「公認会計士試験 Q & A」については、平成 17 年 7 月から審査会ウェブサイトに掲載し、随時更新しているところであるが、平成 22 年度においても、「合格基準」の説明箇所において注記の追加を行った。

③ 論文式試験成績通知書の送付

論文式試験に係る成績通知書については、従来、不合格者に対してのみ送付していたが、平成 22 年試験から、すべての受験者に対して送付することとした。

5. その他

① 公認会計士試験合格者をめぐる状況への対応

新試験制度での合格者数の状況及び公認会計士となるために必要な業務補助等の環境整備の状況を踏まえ、審査会、金融庁、協会、日本経済団体連合会などの関係者間で課題と対応策を議論するため、平成 21 年 4 月より、公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会が実施され、同年 7 月、金融庁から「中間取りまとめ」の形で公表され、関係機関において、課題解決に向けた当面の対応策（アクションプラン）を進めることとされた。

その後、このアクションプランについては、新たな取組みも含め、関係機関において更に積極的な取組みを進めるため、平成 22 年 11 月、一部が改訂された（P132 資料 3-4 参照）。

審査会では、このアクションプランに基づき、金融庁及び協会などの関係機関とともに、公認会計士試験合格者の活動領域の拡大等に向けて取り組むこととしており、その取組みの一環として、平成 22 年試験からは、すべての論文式試験受験者に対して論文式試験成績通知書を送付することとしたほか、大学等における講演を通じた啓蒙を行った（上記 4. ①、③参照）。

（参考）上記のほか、公認会計士試験合格者の経済界等への就職が進んでいない状況や、実務経験を得られず公認会計士の資格を取得できないおそれが高まっていること等を踏まえ、平成 21 年 12 月、金融庁に金融担当副大臣を座長とする「公認会計士制度に関する懇談会」が設置され、公認会計士試験・資格制度等について関係者間での検討が進められた。検討の結果については、平成 23 年 1 月 21 日開催の第 10 回会合において「公認会計士試験・資格制度の見直し案の概要」として示された（P135 資料 3-5 参照）。

当該見直し案には、試験の実施面に関して、以下の事項が盛り込まれている。

- ・試験科目は変更しないが、幅広い知識や教養を問えるよう出題内容を工夫する。
- ・年 2 回実施している短答式試験を年 1 回とすることについて検討する。

② 公認会計士試験の実施に係る市場化テスト

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「公



共サービス改革基本方針」(平成21年7月閣議決定)によって、市場化テストの対象とされた公認会計士試験業務の一部(関東財務局において実施する受験願書の受付、試験会場の確保、試験の立会等)については、平成23年1月、関東財務局において民間競争入札が実施され、民間事業者が決定した。

これにより、関東財務局における上記業務については、平成23年度(平成24年試験)から市場化テストが実施されることとなる。